

大阪府福祉用具専門相談員指定講習事業者指定要綱 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1章 総則 第1条～第2条 (略) (講習の内容及び課程等) 第3条 講習は、介護保険法施行規則第22条の33第2号に定める厚生労働大臣が定める講習の内容に従って実施すること。 2～4 (略)	第1章 総則 第1条～第2条 (略) (講習の内容及び課程等) 第3条 講習の内容は、介護保険法施行規則第22条の33第2号に定める厚生労働大臣が定める講習の内容に定める基準以上のものとし、事業者は、講習の課程を定めなければならない。 2～4 (略)
第2章 事業者の指定等 (略)	第2章 事業者の指定等 (略)
第3章 講習事業の開始 (年間事業計画の届出等) 第8条 事業者は、毎事業年度ごとに講習に係る年間事業計画を、当該事業年度の講習に関して最初に開講する日の30日前までに知事に提出しなければならない。 2～4 (略) 第9条～第12条 (略)	第3章 講習事業の開始 (年間事業計画の届出等) 第8条 事業者は、毎事業年度ごとに講習に係る年間事業計画を、次の各号のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。 (1) 当該事業年度開始前の3月31日 (2) 当該事業年度の講習に関して最初に開講する日の30日前 2～4 (略) 第9条～第12条 (略)
第4章 講習事業の廃止～ 第6章 その他 (略) 附 則 (施行期日) この要綱は平成18年12月1日から施行する。	第4章 講習事業の廃止～ 第6章 その他 (略) 附 則 (施行期日) この要綱は平成18年12月1日から施行する。
附 則 (施行期日) 1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 平成24年4月1日以降、同年11月30日までの間に、改正前の要綱第5別紙3により交付されている証明書については、改正後の要綱第5別紙3による証明書とみなす。	附 則 (施行期日) 1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 平成24年4月1日以降、同年11月30日までの間に、改正前の要綱第5別紙3により交付されている証明書については、改正後の要綱第5別紙3による証明書とみなす。
附 則 (施行期日) 1 この要綱は平成25年3月14日から施行する。 ただし、第10条ただし書き及び第11条の規定については、平成25年4月1日以降に開講する講習から適用することとする。	附 則 (施行期日) 1 この要綱は平成25年3月14日から施行する。 ただし、第10条ただし書き及び第11条の規定については、平成25年4月1日以降に開講する講習から適用することとする。

改 正 案	現 行
<p>(経過措置)</p> <p>2 施行日において改正前の要綱により指定を受けている事業者(平成25年3月31日に指定期間が満了し、満了後に引き続き指定を受ける事業者を含む。)は、第7条、第8条及び第9条第1項の規定については、平成25年6月30日までの間、改正前の要綱を適用することができる。</p>	<p>(経過措置)</p> <p>2 施行日において改正前の要綱により指定を受けている事業者(平成25年3月31日に指定期間が満了し、満了後に引き続き指定を受ける事業者を含む。)は、第7条、第8条及び第9条第1項の規定については、平成25年6月30日までの間、改正前の要綱を適用することができる。</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は平成26年12月10日から施行する。ただし、平成27年3月31日までに開講する講習については、改正前の要綱を適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は平成26年12月10日から施行する。ただし、平成27年3月31日までに開講する講習については、改正前の要綱を適用する。</p>
<p>(指定申請手続きの特例)</p> <p>2 改正前の要綱により指定を受けている事業者(平成27年3月31日に指定期間が満了する事業者を除く。)が、平成27年度以降、改正後の要綱に基づき指定講習事業を行おうとする場合にあっては、再度指定の申請を行うものとする。</p> <p>なお、この場合にあって平成27年度中に改正後の要綱に基づき指定講習事業を行おうとする場合は、初回の講習開始日の60日前までに、第6条に規定する書類を提出するものとし、第6条第2項(1)から(3)に規定する書類の提出は要しないこととする。</p>	<p>(指定申請手続きの特例)</p> <p>2 改正前の要綱により指定を受けている事業者(平成27年3月31日に指定期間が満了する事業者を除く。)が、平成27年度以降、改正後の要綱に基づき指定講習事業を行おうとする場合にあっては、再度指定の申請を行うものとする。</p> <p>なお、この場合にあって平成27年度中に改正後の要綱に基づき指定講習事業を行おうとする場合は、初回の講習開始日の60日前までに、第6条に規定する書類を提出するものとし、第6条第2項(1)から(3)に規定する書類の提出は要しないこととする。</p>
<p>(再指定の指定日)</p> <p>3 知事は、附則第2項により申請を行った事業者に対し、第5条の規定に基づき指定を行うときは、指定日を平成27年4月1日以降とする。</p>	<p>(再指定の指定日)</p> <p>3 知事は、附則第2項により申請を行った事業者に対し、第5条の規定に基づき指定を行うときは、指定日を平成27年4月1日以降とする。</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は平成27年4月1日から施行する</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は令和5年6月29日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は令和5年6月29日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は令和7年6月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は令和7年6月1日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は令和7年12月3日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正前の要綱に基づき行われる講習であって、令和8年3月31日までに終了するものについては、改正前の要綱を適用することができる。</p>	